



一人でも入れる組合

ユニオン神奈川

No. 127

2021年8月19日

発行：日本労働組合総連合会神奈川県連合会
連合ユニオン神奈川事務局

〒231-0023

横浜市中区山下町24-1ワークピア4F

TEL:045-211-1133 FAX:045-201-8866

(相談ダイヤル) 0120-154-052

第2回ユニオン学習会報告

7月16日(金)、ワークピア横浜に於いて、15名参加のもと「野宿を生み出す背景とは何か」と題して高沢幸男氏(寿支援者交流会事務局長)を講師に学習会を実施した。

高沢氏は19歳からホームレスの支援活動をしていて30年の経験を持つ。寿町には高齢・単身・貧困の方が多く、生活保護受給者が90%もいる。新型コロナウイルスの影響で昨年度まで100人少々しかいなかった住宅確保給付金受給者が今年度は4500人を上回る。家さえも失うほどの危機にある方が多いとわかる数字である。休業補償を仮に60%しかもらえない場合は、法定福利厚生費や住民税を控除されるので実質40

%の賃金にならざるを得ない。住居費を払えば食費がなくなってしまうからだ。オリンピックのリバウンドはすぐそこにある。需要の先食いをしたからだ。これから恐ろしく困窮者が増えると思われている。アベノミクス、オリンピックで景気が良くなつたという。カスカスの生活をしている人が人口の3割以上いるにも関わらずである。

自殺しようとしていた風俗の女性を助け事情を聞くと、両親を早くに亡くし風俗で生きていくしかなかった。そこに自己責任を押し付けるのはおかしい。また、襲撃された野宿者が逆に襲撃した子ども達を捕まえ、彼らの事情を聞くとシングル

家庭で夜遅くまで1人で構ってくれる人が居ない。気の毒だからラーメンを食べさせて開放したなどの話が印象に残った。

野宿者のワクチンやデイサービスに関する質問があった。野宿者は住民票が無いのでワクチンクーポン配布は難しい。そこで役所の主催するワクチン相談会に参加すれば接種できるように交渉をしている。また、デイサービスに関しては寿町に多数施設が存在する。多くの人があるため効率がいい。生活保護を受給していれば10%の自己負担はならず、風呂にも入れるという回答があった。我々



高沢幸男氏

があまり触れたことのない話である。

なぜ、野宿者になったのか。ほとんどが仕事関連の理由で倒産、失業、病気やケガで仕事ができなくなったなどの非自発的離職で、野宿する前の最長職、直前職が常勤の職員という。人間関係がうまく行かなくて辞めたという人もいる。

今の社会は我々が明日にでも野宿者になっておかしくない不安定な社会であると実感した。なぜこんな社会になったのか、どうしたら変えていくことができるのか考えさせられた学習会であった。



コロナ対策の取られた学習会の様子

まちかど労働相談 in Kawasaki



© 2020 川崎労働局

6月30日(火) 川崎市
幸区役所1階ロビーにて、
「まちかど労働相談会」
を神奈川総合法律事務所
の嶋崎弁護士と川崎地域
連合の役員と実施した。

当日は新型コロナウイルス感染
拡大防止策として、検温
や消毒の他、相談ブース
にパーティションを立て
るなどの対策を取った。
また、ポケットティッシュ
とマスクを入れた「ビラ」
を受け取ってもらいな
がら取組の周知を図った。
相談件数は2件、最低
賃金と社会保険について
の相談だった。今年の5
月と6月に横浜市で実施
予定だった労働相談会が、
コロナの影響により中止

となったため、今年初め
での「まちかど労働相談」
となった。



労働相談の様子

全国一斉 労働相談

6月8日(火)～9日
(水)にかけて「女性の
ための全国一斉集中労働
相談ホットライン」の取
り組みが行われた。今回
も連合神奈川女性委員会
の役員7名が、実際に相
談窓口で相談者からの電
話を受け、対応するとい
う実体験を踏まえた取り
組みとなった。電話相談
を受けるにあたって、ユ
ニオン神奈川のアドバイ
ザーによる電話対応の方
法や注意点などの講習を

行なった。

2日間の相談件数は14
件、1日目は9件(男性
2件、女性7件)の相談
があり、主な内容は解雇
が3件、パワハラが2件、
契約更新と採用面接、賃
金不払いが各1件という
内容だった。2日目は5
件(男性1件、女性4件)、
内容は雇止め2件、時間
外不払いと休業補償、不
当処分が各1件という内
容、そのほとんどが非正
規社員からの相談であつ
た。今回、労働相談を実
体験した女性委員会のメ
ンバーからは、コロナ禍
で、企業が厳しい状況で
あることは理解しながら
も労働者、特に弱い立場
の労働者が会社からの不
当な対応に苦しめられて
いることに驚くと同時に、
連合ユニオン神奈川の労
働相談窓口の重要な役割
と意義について知ること
ができて良かったという
感想があつた。

*連合労働相談通信から コロナ禍における 労働者の権利と労 働組合の役割 (抜粋)

長引く新型コロナウイルス
ス感染拡大は、多くの企業に
業績悪化をもたらし、わけて
も非正規労働者を中心に雇用・
労働条件をめぐる様々な問題
を引き起こしています。

第一は、雇止め・整理解雇
です。整理解雇については①
人員整理の必要性②解雇回避
努力③人選基準の客観性・合
理性④労働者や労働組合への
説明、協議の「整理解雇4要
件」を満たすことが必要です
が、コロナ禍に便乗するよう
な容易な雇止め・解雇が強行
される懸念があります。

第二は、賃金切り下げです。
労働者の「真意の同意」なき賃
金の一方的切り下げは評され
ず、賃金規程(就業規則)の
変更による場合であっても、
①不利益の程度②切り下げ
の必要性③切り下げの相当性
④労働者への説明・労働組合

との交渉が必要であり、これ
らを欠く切り下げは無効です
(労働契約法10条)しかし、
この問題も、コロナ禍を理由
に強行される懸念があります。
第三は、労働時間の問題で
す。労働時間については、テ
レワーク(在宅勤務)により
長時間労働化する傾向がみら
れるとともに、休憩時間の確
保など労働時間管理がきちつ
と行われないことによる残業
代不払などの問題も生じてい
ます。また、在宅勤務による
ストレスの強まりも指摘され
ています。

コロナ禍であっても労働基
準法、労働契約法、労災保険
法などの労働諸法令を使用者
が遵守すべきは当然です。ま
たこういう状況下では、雇用・
労働条件を守る担い手として
労働組合の役割が大いに期待
されるところです。

弁護士 宮里邦雄

(東京共同法律事務所)

